

# 香取市教育委員会会議録

令和4年9月定例会議

1 期 日 令和4年9月22日(木) 開会 午後2時00分  
閉会 午後2時58分

2 場 所 香取市学校給食センター 2階会議室

3 出席委員 教育長職務代理者 熱 田 昇  
教育委員 芦 田 優 子  
教育委員 伊 藤 博 和  
教育委員 鳥 次 由紀子

4 傍聴者 なし

5 出席職員 教育次長 宇 井 正 志  
教育総務課長 小 沼 利 之  
学校教育課長 葛 生 毅  
生涯学習課長 高 岡 洋 一  
生涯学習課副参事 椎 名 竜 也  
香取市学校給食センター所長 秋 葉 伸 明  
教育総務班長 多賀谷 朱 美

6 教育長職務代理者 開会宣言

7 会議録署名人の指名 委員 芦田 優子 委員 鳥次 由紀子

8 前回会議録の承認 令和4年8月定例会議事録を承認

## 9 教育長等の報告

### 教育次長

8月定例会後の8月26日(金)から本日の定例会までの主な公務でございます。

8月30日(火)は9月市議会定例会が開会となりました。9月7日(水)から9日(金)の3日間、市政に係る一般質問があり、7名の議員から教育委員会に関する質問がありました。主な質問といたしましては、1点目「給食費の無償化について」、2点目「スクールバスの目的外利用について」、3点目「学校の統廃合について」、4点目「中学校部活動の地域移行について」、以上4点が主な質問でございます。

続いて、9月13日(火)は令和3年度決算審査特別委員会がございました。9月15日(木)は福祉教育常任委員会がございましたが、教育委員会関係の案件はございませんでした。9月20日(火)の教育長・校長面接でございますが、20日を初日として数日に分けまして、学校教育課長が各学校に訪問し実施しているところです。そして本日、9月定例会となります。

公務報告は以上です。

## 10 議決事項

### 議案第1号

**香取市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定にかかる申出について**

### 議案第2号

**香取市立幼稚園の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について**

### 議案第3号

**香取市学校等適正配置検討委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について**

### 議案第4号

**香取市教育委員会職員の身分及び職名に関する規程の一部を改正する訓令の制定について**

教育長職務代理者

議案第1号・第2号・第3号・議案第4号については、関連案件ですので、一括説明とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員・審議

全員賛成

教育長職務代理者

異議なしの声がありましたので、一括議題とさせていただきます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長

議案第1号から議案第4号までは、香取市立幼稚園閉園に関連する議案ですので、一括してご説明させていただきます。

議案第1号「香取市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定にかかる申出について」ご説明させていただきます。令和5年4月1日に開園予定の社会福祉法人佐原めぐみ会が運営する佐原グレイスこども園に香取市立佐原幼稚園、津宮幼稚園は統合するため、今年度末で市立幼稚園は全て閉園することになりますので、香取市立幼稚園設置条例を廃止するものです。こちらの施行日は令和5年4月1日付となります。

参考資料1ページ、2ページの新旧対照表をご覧ください。条例の廃止にあたり、市長部局が所管する条例で市立幼稚園にあたる文言が規定されている条文がありますので、併せてこの文言を削除する附則、議案4ページの改め文をご覧ください。この附則を付け加えた「香取市立幼稚園設置条例を廃止する条例」を市議会へ上程いたします。

続いて、議案第2号「香取市立幼稚園の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」ご説明させていただきます。こちらも市立幼稚園の閉園に伴い、関連する規則を整理するものです。一部改正する規則は、「香取市教育委員会行政組織規則」「香取市教育委員会公印規則」「香取市教育委員会職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」、廃止する規則は「香取市立幼稚園管理規則」「香取市立幼稚園預かり保育事業実施規則」になります。それぞれ内容をご説明いたします。

参考資料3ページの新旧対照表をご覧ください。香取市教育委員会行政組織規則の別表に学校教育課の分掌事務が規定されておりますが、この中から「園児」を削るものです。なお、同表中に「幼稚園に関すること」の規定がありますが、こちらは私立幼稚園の補助金交付業務等がありますのでそのまま残しております。

次に、参考資料4ページから9ページの新旧対照表をご覧ください。香取市教育委員会公印規則ですが、別表第1及び別表第2から佐原幼稚園、津宮幼稚園の項目をそれぞれ削るものです。6ページ右側改正前の中段下、様式番号51から54の4箇所、9ページ右側改正前の中段、様式番号51から54の4箇所をそれぞれ削除します。

次に、参考資料10ページの新旧対照表をご覧ください。香取市教育委員会職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則ですが、こちらも別表に「市立幼稚園・小中学校に勤務する職員」という文言がありますので、ここから「幼稚園」を削るものです。

議案10ページの改め文をご覧ください。第4条、香取市立幼稚園管理規則、香取市立幼稚園預かり保育事業実施規則はいずれも廃止いたします。但し、附則2、香取市立幼稚園管理規則第41条に保存する文書の保存年限と保存場所を規定しております。この部分については経過措置として、保存する文書の種類と保存期間は規則廃止後も効力を有すること、「幼稚園において備えなければならない」としている部分を「教育委員会において備えなければならない」に変更することとします。これらすべて施行日は令和5年4月1日となります。

続いて、議案第3号「香取市学校等適正配置検討委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明させていただきます。

こちらも前議案と同様、市立幼稚園の廃止に伴い、関連する告示について一部を改正するものです。参考資料11ページの新旧対照表をご覧ください。本議案は香取市学校等適正配置検討委員会設置要綱第1条にあります「公立幼稚園及び」を削り、「並びに」を「及び」に改めるものです。こちらも施行日は令和5年4月1日になります。

続いて、議案第4号「香取市教育委員会職員の身分及び職名に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明させていただきます。

こちらも前議案と同様、市立幼稚園の廃止に伴い、関連する訓令について一部を改正するものです。参考資料12ページの新旧対照表をご覧ください。香取市教育委員会職員の身分及び職名に関する規程第3条に教育委員会職員の職名を規定しております。この中で(1)事務職員及び(2)技術職員の職名から「園長」を削るものです。こちらも施行日は令和5年4月1日になります。

以上、議案第1号から第4号まで、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者

ただいま提案理由の説明が終わりました。それでは、議案第1号から第4号について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員・審議

ありません。

教育長職務代理者  
では質疑を終結させていただきます。まず、議案第1号「香取市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定にかかる申出について」、採決させていただきます。この原案のとおりで差し支えないという意見でよろしい方は、挙手をお願いします。

委員・審議  
全員賛成

教育長職務代理者  
全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおりで差し支えないということで決定しました。

教育長職務代理者  
続いて、議案第2号「香取市立幼稚園の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議  
全員賛成

教育長職務代理者  
全員賛成と認め、議案第2号は原案のとおり可決しました。

教育長職務代理者  
続いて、議案第3号「香取市学校等適正配置検討委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議  
全員賛成

教育長職務代理者  
全員賛成と認め、議案第3号は原案のとおり可決しました。

教育長職務代理者  
続いて、議案第4号「香取市教育委員会職員の身分及び職名に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議  
全員賛成

教育長職務代理者  
全員賛成と認め、議案第4号は原案のとおり可決しました。

## **議案第5号 香取市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について**

教育長職務代理者  
議案第5号「香取市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

学校教育課長 議案第5号「香取市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。  
本規則は市内在住者で、通学距離が小学生は4 km以上、中学生は6 km以上のものに対し、補助金を交付するための規則となっています。通学する学校（指定校）は規則の定めにより、教育委員会が決定しておりますが、一定の基準を満たす場合、保護者からの申請で指定された学校を変更することができます。その際、保護者には登下校については保護者が責任を持って行うことを確認しております。保護者からの指定学校変更の申請で通学距離が補助金交付規則で規定する通学距離以上となる場合に、これまでも運用上は補助対象外としておりましたが、規則に規定がなかったことから改正するものです。  
参考資料13ページの新旧対照表をご覧ください。香取市遠距離通学費補助金交付規則第4条に適用除外について規定しておりますが、この中に「香取市立小学校及び中学校に就学する児童生徒の学校指定に関する規則（平成18年香取市教育委員会規則第14号）第9条の規定による指定学校の変更の許可を受けた場合」を加えるものです。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ただいま提案理由の説明が終わりました。  
それでは、議案第5号について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

委員・質疑 小見川中学校から6 km以上離れている生徒が山田中学校への指定校変更を希望した場合、補助金対象外であったということですか。

学校教育課長 今までも指定学校を変更した場合は補助金の対象外でしたが、今回の規則改正で明記しました。

教育長職務代理者 議案第5号「香取市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議 全員賛成

教育長職務代理者 全員賛成と認め、議案第5号は原案のとおり可決しました。

## 議案第6号 教育財産の用途廃止（佐原幼稚園）について

教育長職務代理者 次に、議案第6号「教育財産の用途廃止（佐原幼稚園）について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

教育総務課長

議案第6号 教育財産の用途廃止についてご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。先ほどの議案第1号で説明がありましたとおり、香取市立幼稚園は全て廃止することとなりました。これに伴い本件は、香取市立佐原幼稚園について、教育委員会 所管財産としての用途を廃止することについて、教育委員会会議の議決を求めるものです。用途廃止する物件明細は、議案書20ページに記載のとおりであり、建物は管理教室棟鉄筋コンクリート造800平方メートルと倉庫木造20平方メートル、土地については、佐原イ字椎木1800番の一部及び佐原イ字田宿1874番1の一部であり面積は、合計5,475平方メートルでございます。当該建物及び土地は、現在 香取市 子育て支援課において、放課後児童クラブと教育委員会において、佐原幼稚園を運営しておりますが、佐原幼稚園は廃止し、建物全てを放課後児童クラブとして活用することから教育財産としての用途廃止をするものです。

別冊の参考資料15ページをご覧ください。当該 土地・建物の配置図となります。赤く塗ってあるものが建物の用途廃止箇所、青い線で囲んである部分が土地の用途廃止箇所です。台形の部分は駐車場として使用します。17ページをご覧ください。位置図となります。縦の真ん中から横の真ん中に見えるのが小野川です。小野川のすぐ近くの建物が佐原小学校となります。

説明は以上でございます。

教育長職務代理者

ただいま提案理由の説明が終わりました。  
それでは、議案第6号について質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

委員・審議

ありません。

教育長職務代理者

質疑なしの声がありましたので、議案第6号「教育財産の用途廃止（佐原幼稚園）について」、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議

全員賛成

教育長職務代理者

全員賛成と認め、議案第6号は原案のとおり可決しました。

## 議案第7号

## 教育財産の用途廃止（津宮幼稚園）について

教育長職務代理者

議案第7号「教育財産の用途廃止（津宮幼稚園）について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

教育総務課長 議案第7号 教育財産の用途廃止について、ご説明いたします。  
議案書21ページをご覧ください。この議案も香取市立幼稚園の廃止に伴うものであります。本件は、香取市立津宮幼稚園について、教育委員会所管財産としての用途を廃止することについて、教育委員会会議の議決を求めるものです。  
当該建物及び土地については6月定例会において、放課後児童クラブとして活用するため、建物の一部及び土地の一部の用途廃止について議決を得ておりますが、議案第6号の佐原幼稚園と同様に津宮幼稚園を廃止し、建物全てを放課後児童クラブとして活用することから教育財産としての用途廃止をするものです。用途廃止する物件明細は、22ページに記載のとおりであり、建物は、管理教室棟 鉄骨造 349.79平方メートル、倉庫 鉄骨造11平方メートル、土地については、津宮字土無(つちなし)712番2及び津宮字土無(つちなし)724番1であり、面積は合計1,713平方メートルでございます。  
別冊の参考資料の19ページをご覧ください。津宮幼稚園の配置図となります。赤く塗ってある箇所が建物の用途廃止をし、児童クラブとして利用する部分です。青い線で囲んである部分が土地の用途廃止箇所でございます。  
21ページをご覧ください。津宮幼稚園の位置図となります。香取駅やここには写っておりませんが、水の郷小学校も近所でございます。  
説明は以上でございます。

教育長職務代理者 ただいま提案理由の説明が終わりました。  
議案第7号について質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

委員・審議 ありません。

教育長職務代理者 質疑なしの声がありましたので、議案第7号「教育財産の用途廃止（津宮幼稚園）について」、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議 全員賛成

教育長職務代理者 全員賛成と認め、議案第7号は原案のとおり可決しました。

## 議案第8号 香取市学校等適正配置計画実施プラン第二次改定版について

教育長職務代理者 議案第8号「香取市学校等適正配置計画実施プラン第二次改定版について」、事務局から提案理由説明をお願いします。

教育総務課長

本件は、香取市学校等適正配置計画 実施プラン第二次改定版の策定について、教育委員会会議の議決を求めるものです。香取市学校等適正配置計画実施プラン第二次改定版については、昨年度において、教育委員会及び総合教育会議での協議を経て、案を作成しました。本年度の5月に香取市議会全員協議会で当該改定版案を説明し、その後に市民からの意見をいただくため、パブリックコメントを7月5日から8月3日までの期間で実施しました。パブリックコメントでの意見は、13件ございました。内訳として、新島中学校の統合の意見が1件、栗源中学校の統合の意見が10件、小見川東小学校の統合の意見が2件でした。特筆すべきことは、栗源中学校の統合について、反対する意見が9件あり、パブリックコメントでの意見の約7割を占めております。

また、小見川東小学校の統合について、保護者アンケートを実施したところ約6割が統合は必要ない・統合反対というアンケート結果でした。これらパブリックコメントやアンケートのご意見を踏まえ、香取市学校等適正配置計画実施プラン第二次改定版（案）について、必要な修正をいたしました。

カラー印刷のホチキスとじの資料をめぐっていただき2枚目ご覧ください。まず、栗源中学校の学校再編については、「佐原中学校への統合」としていましたが、パブリックコメントで多くの反対の意見をいただきましたので、修正前23ページを修正後23ページのようにいたしました。修正後を読み上げます。『栗源中学校は既に全学年が単学級化しており、今後もこの状況が続く見込みです。しかし、他校との統合は通学距離、通学時間への影響が見込まれ、かつ、旧市町を越えての統合であることから、再編統合は今後の検討課題とし、適宜、保護者・地域の意見を聞きながら検討していきます。』といたしました。

資料の次ページをご覧ください。小見川東小学校の再編については、アンケート結果及び保護者との意見交換会を行い「統合を見送る」決定となりましたので、修正前26ページを修正後26ページのようにいたしました。修正後を読み上げます。『小見川東小学校は、令和4年度の保護者意見交換会において、「統合は見送ることとし、統合が必要となった場合は再度検討する」と方針がまとめられました。複式学級が継続的に発生するような状況はありませんが、今後も減少傾向で推移していくと想定されることから、「将来的な小見川中央小学校への統合」を視野に入れながら、児童数の推移を注視しつつ、適宜、保護者・地域の意見を聞きながら検討していきます。』といたしました。

説明は以上でございます。

教育長職務代理者

ただいま提案理由の説明が終わりました。  
議案第8号について質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

委員・意見

パブリックコメント13件のうち、10件が栗源中学校の統合に関する関心が高かったのと反対が9件と多く驚きました。この回答はやむを得ないと思います。

委員・質疑

統合に反対する意見の他にどのような意見がありましたか。

教育総務課長

子育て施策を充実してほしい等の意見がありました。

委員・質疑

第二次改定版の再編計画案の中で北佐原小・竟成小が佐原小と統合、香取中・新島中が佐原中と統合する計画についての反対意見はありましたか。

教育総務課長                   ありませんでしたが、新島中を佐原中学校に統合してほしいという意見がありました。

教育長職務代理者           議案第 8 号「香取市学校等適正配置計画実施プラン第二次改定版について」、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。

委員・審議                   全員賛成

教育長職務代理者           全員賛成と認め、議案第 8 号は原案のとおり可決しました。

1 1 協議事項  
**協議第 1 号**

**令和 4 年度教育委員会学校等訪問(小見川中学校)について**

教育長職務代理者           協議第 1 号「令和 4 年度教育委員会学校等訪問(小見川中学校)について」協議します。

本日、小見川中学校を訪問いただき協議いただきましたが、他にご意見等ございますか。

委員・意見                   校内が清潔で活気があり良い学校という印象を受けました。いただいた資料を拝見し校長先生の誠意が伝わりました。

委員・質疑                   給食は黙食なので放送委員会で何か流すことはできますか。

学校教育課長                学校によって違います。小見川中は静かな音楽をかけて黙食でしたが、他校では放送委員が今日の献立を伝えたり、話したりすることを各学校の判断で行っております。

委員・意見                   生徒は毎日黙食なので、放送室の活用を提案しても良いのではと感じました。

委員・質疑                   大きな地震が発生した時、先生の机脇にはヘルメットがありますが、生徒は無いのですか。

学校教育課長                全体的に関わる事ですので確認します。

委員・質疑                   小見川中学校は発信力があり、ホームページもわかりやすく丁寧に書かれています。パスワードがなく誰でも閲覧できます。学校によってパスワードの取扱いが異なるのですか。

学校教育課長                ホームページは市の情報公開の取り決めに基つき、学校ごとに運用しております。

教育長職務代理者      これで、協議第1号「令和4年度教育委員会学校等訪問(小見川中学校)について」の協議を終了します。

## 1.2 報告事項

### 報告第1号      「令和4年度香取市の教育」の発行について

教育長職務代理者      報告第1号「令和4年度香取市の教育」の発行について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長      「令和4年度香取市の教育」の発行につきましては、毎年、発行しているもので、市の教育に関する情報を一元的に取りまとめたものでございます。市や教育委員会の概要、教育ビジョン、各学校の紹介、教育機関一覧を掲載したものでございます。こちらの内容を以って市のホームページにも掲載いたしまして、公表する予定でございます。  
説明は以上でございます。

教育長職務代理者      只今の報告について、質問等はございませんか。

委員・審議      ありません。

教育長職務代理者      以上で報告第1号は終わります。

## 1.3 その他

給食センター所長      給食センター事業概要説明

委員・質疑      児童生徒間で給食が美味しいと評判ですが、給食のレシピは公表されていませんか。

給食センター所長      現在は公表しておりませんが、今後、要望があれば検討します。

委員・質疑      9月8日に行われた市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会に参加し、部活動の在り方について協議しました。部活を廃止し外部委託を推進するなか、市役所職員や教職員を採用する際に、ボランティアで部活動を指導することに興味があるのか否か聞いて採用する市があると伺いました。課題はありますが興味深い意見でした。  
また、地域協働について協議しましたが、コミュニティ・スクールを推進し、持続可能な取り組みをすることによって、地域と共に学校を育てていくという案もあるのではという意見をいただきました。市としてはコミュニティ・スクールをどのように考えていますか。

学校教育課長      地域及び関連する他課と連携し、規則等の制定や条件整備に向けて準備を進めております。モデル校を設置し検証後、各学校へ広めていく考えでおります。

教育総務課長

10月定例教育委員会議及び学校訪問について

14 閉会

以上をもちまして、香取市教育委員会9月定例会を閉会いたします。